

## 通帳制自由金利型定期預金規定

### 1. (預金の支払時期)

この預金は、第3条に基づき解約されない限り、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、自動解約入金方式を指定された時は、通帳記載の満期日に自動的に解約し利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

### 2. (利息)

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日または10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. (預金の解約、書替継続)

この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率 - 約定利率 × 30%

C 約定利率 - 
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率 - 約定利率 × 30%

B 約定利率 - 
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

#### 4 .(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020年4月1日現在)